

# 名古屋市農業委員会 令和4年第6回総会 議 事 録

- 1 開催日時 令和4年6月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時35分
- 2 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 3 農業委員出欠

|       |      |       |      |
|-------|------|-------|------|
| 定 数   | 16 人 | 在 任 数 | 16 人 |
| 定 足 数 | 9 人  | 出 席 数 | 11 人 |

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 4 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 5 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、  
中川農政課長、港農政課長

- 6 その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）7人

- 7 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 8 進行

(1) 開会

(2) 事務局職員の紹介

(3) 議案審議

第32号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第41号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願  
について

第43号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第44号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第45号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②令和4年度全国農業委員会会長大会及び研修会について

(5) その他

(6) 閉会

## 令和4年第6回総会 委員出欠状況

出席農業委員（11名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
|     |            | 2番  | 成 田 秋 義 委員 |
|     |            | 4番  | 近 藤 正 俊 委員 |
| 5番  | 坂 野 文 明 委員 | 6番  | 石 田 正 彦 委員 |
|     |            | 8番  | 箕 浦 基 伸 委員 |
| 9番  | 布 目 已佐子 委員 |     |            |
| 11番 | 横 井 昭 男 委員 | 12番 | 岩 田 公 雄 委員 |
| 13番 | 清 水 久 一 委員 |     |            |
| 15番 | 安 井 勝 春 委員 | 16番 | 横 井 庸一郎 委員 |

出席農地利用最適化推進委員（8名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 17番 | 森 國 晃 委員   |     |            |
|     |            |     |            |
| 21番 | 大 島 誠 委員   | 22番 | 伊 藤 正 幸 委員 |
| 23番 | 安 井 正 敏 委員 | 24番 | 横 井 慎 一 委員 |
| 25番 | 木 村 正 男 委員 | 26番 | 竹 川 孝 司 委員 |
| 27番 | 服 部 勇 夫 委員 |     |            |

令和 4 年第 6 回総会（令和 4 年 6 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政課長   | <p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。<br/>定刻となりましたので、ただいまより令和 4 年第 6 回総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。<br/>会長、よろしくお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 議長（会長） | <p>ただいまより、令和 4 年第 6 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の議案といたしまして、第 32 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 45 号議案「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について」までの 6 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。</p> <p>限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 11 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 8 人のご出席でございます。</p> <p>次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、安井勝春委員及び横井昭男委員の両委員をお願いいたします。</p> |

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

はじめに、先月からの継続となります、第 32 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。議案の 1 ページをご覧ください。また、審議のポイントとして配付資料①及び②をお配りしていますので、あわせてご覧ください。

それでは、議案の概要と審議のポイントについて、事務局より説明をお願いします。

農政係長

事務局から、議案の概要と審議のポイントにつきましてご説明いたします。

配付資料としましては、配付資料①審議のポイントと、配付資料②で申請者が三重県に所有する農地の写真をお配りしております。

まず総会議案資料 1 ページをご覧ください。

本件は第 32 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請」として、先月 5 月総会にお諮りしたものでございます。

受付番号 3-1、4-3 の 2 件につきましては、それぞれ農地の所在と譲渡人が異なりますが、同一の譲受人に農地を譲渡する

ために許可申請されたものであるため、一括して審議がされたものでございます。

なお、中川区水里四丁目の1筆の畑、港区小川二丁目の1筆の畑は、2筆とも耕作準備中の状況です。

譲受人については、年齢49歳、名古屋市港区にて会社経営をされている方です。元々農業未経験でございましたが、2年前に三重県伊賀市の空き家バンク制度を利用して、伊賀市の農地を取得して農業経営を開始しました。

本件はご自身が経営する港区の会社周辺で農業の楽しさを申請者の経営者仲間と一緒に体験したいということで、申請されたものでございます。

申請者が所有する三重県伊賀市の農地について、5月17日に岩田会長始め農業委員さんが現地調査をしております。

配布資料②をご覧ください。こちらの写真は一部でございますが、先月伊賀市の農地管理の状況を撮影したものです。約1.6ヘクタールの田んぼ、約600平米の畑、それぞれ適正に管理されてることを確認できます。

配布資料①審議のポイントをご覧ください。5月総会の審議においては、申請者の住所地が三重県伊賀市で、伊賀市ですでに約1.7ヘクタールの農地を管理する申請者が、今回初めて名古屋市内で取得する農地について適正に管理できるかが論点になりました。しかし、審議が決定に至らなかった理由としまして、1点目に、申請者が所有する三重県伊賀市の農地をどの程度ご自身で耕作しているか、また、どの程度の頻度で三重県伊賀市と名古屋市を行き来しているかが不明だったため、中川区、港区の農地を適正に耕作できるかが不明でありました。

2点目に、申請者の居住の実態が明確でなかったため、農作

業に常時従事できるかの適否が不明であることでございます。

これらの情報が不十分であったため、この6月総会に審議が持ち越されました。この点を明確なものとするため、6月8日に岩田会長、横井中立委員、事務局で再度面談を行いました。面談の結果を踏まえまして、本件では審議のポイントの表に記載されております農地法第3条第2項各号の要件を満たしているか、適否をご確認ください。

表の上から順番にご確認いただきます。①全部効率利用要件のところでございますが、すでに権利がある農地について、適正に管理されていること。この点につきましては、三重県に田、約1.6ヘクタール、畑624㎡を所有されております。田んぼ2筆は申請者自身で耕作。9筆はJAに委託して管理。畑は申請者が耕作して適正に管理されております。配布資料②でお示した写真のとおり、管理されているかが確認できます。

耕作に必要な機械が確保されているか。申請地である港区、中川区の農地のために、耕運機、草刈り機を所有しており、港区にある申請者の会社にて現物も確認しました。

労働力が確保されているかでは、三重県では田んぼは申請者が自ら耕作と作業委託。畑は申請者自ら耕作されております。申請地であります中川区、港区の畑では、申請者と補助をする方約6名で耕作するという申し出でございまして、労働力を確認しております。

技術を有しているかでは、今回申請地の畑で2筆と合わせまして553平米です。三重県の畑では624平米と同規模であり、実績もあり問題ないものと考えます。

②農作業常時従事要件では、三重県では週3日程度耕作をしておりまして、名古屋市の申請地は三重県にいない日で従事に充てるという申し出です。申請者の居住の実態につきまして

は、土日は三重県に居住、平日は春日井市に居住しております、水曜日は定期的に三重県に行っているというようなこと。また、申請者の会社の所在地の港区と三重県伊賀市の往来では、高速道路を使用して 1 時間強で到着するというものでした。申請者から平日の日中は会社での仕事があるため、主に早朝に営農作業を行うという申し出です。申請については年間 200 日程度の従事を予定しており、農作業の常時従事要件は満たしております。

③下限面積につきましては、本市 2,000 平米に対しまして、所有する三重県の農地は、1.7 ヘクタール強ございまして、問題ございません。

最後に地域との調和要件では、申請者において草刈り等に参加することが申し出ております。

以上、面談において聞き取っていただいたことを踏まえ、法の基準に照らしまして、本件の状況を整理いたしました。

農政課長

今農政係長からご説明を差し上げましたが、若干補足を私からさせていただきます。

ご審議いただく際に、ご留意いただきたい点でございますが、許可・不許可の決定を最終的には農業委員会でしていただくこととなりますが、もし不許可ということになった場合に、許可・不許可だけの決定ではなくて、不許可の場合はなぜ不許可なのかを明確にさせていただく必要がございます。といいますのも、不許可ということになりますと、書面にて不許可の理由を明示しなくてはなりません。どのような点が農地法第 3 条第 2 項の第何号に抵触するかということまで含めてこの場でご議論をいただいて、適用していただく必要がございます。この点についてまずご留意いただきたいということと、それからもし不許可ということになりますと、ここでの決定が最終決定ではなく、行政不服審査法という法がございまして、行政処分に

対して不服がある方は、上位機関である県、具体的に愛知県知事に対して、不服申し立てをすることができる道がございます。そこでは全く違った視点で農地法に照らして、本当に不許可なのか、許可なのかということを県でご議論いただきまして、そこで採決を受けることになります。そこで同じように不許可ということであれば、それが決定につながることになるんですけども、ここで許可相当ということになれば、また名古屋市農業委員会に戻ってまいりまして、許可を出さないといけないということになってまいりますので、ここでの許可は最終的ではなくて、また第三者が判断する場合も出てくるということも念頭に置きながら、対外的にどこに具体的に抵触するのかというところまでご議論いただければと思いますので、どうぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございます。中川の課長、港の課長何か補足することはありますか。新規にはないですか。

では、今説明がありましたが、何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

成田委員

入力データが十分ではありませんので、よくわかりません。こんな説明では。ただ農地法のこの3条では、許可っていうような要件かもしれませんが、私は三つの点で言いたいんですけど。一つは何で農地を購入してやるのか。昔ね、30年前の話ですけど、知多事務所におった時に、隣が農地課で3条だ、4条だってやっとして、3条や4条って何だあって、そんな話をしとったことがあるんですけども、その時に常滑の空港ができる、セントレアができる前だった。計画の時だった。常滑の圃場整備のあとのところでレストランの経営者が土地を買いたい、農地ですよ。成田さんどういうふうだか説明して、ようわからんで、どういうふうって、私に言われても常滑のことは知らんぞって話だけでも。よく考えてみると、空港ができてそこにレストランを作るために農地を購入してそれを転用してそうや

ろうと、そういうのが見え見えだったんですね。

この場合でも私普通ですと農業やっと思っていつも思うんだけど、三重県の伊賀に1時間かかって行って、中川区だ、港区だって、てんでバラバラのところの土地を買って、そんな農業経営ってできるのかって。私も毎日ブドウやら桃やら一か所じゃなくてそこでやっとするんだけど、ちょっと離れとるこでも、自転車で走っとするぐらいだけど、それでも大変なんです。これで農業経営ができるのかっていうのは、本当に疑問です。と、私は思います。

これから、集積して例えば中川区なら中川区、会社の地元のところの港区の農地を、全部集積して買う。または、反対に言うならば、伊賀上野のそこをみんな買って、そこでやる。そういうのが普通農家の経営じゃないかなと。会社やっとしても、そうだと思う。なんかわかりません、何で農地を買うのか。財産目的で買うのか、農地安いもんで買うのか、これがどうだか。私も中川区、港区の土地の行き来、自分ところの会社の距離がどうなのか、それもよくわかりませんので、現場の委員の人のご意見もそこら辺を聞いたかったですけど、そういう入力は全然ない。それが一つ。

二つ目。どのような営農をするのか。この写真を見た場合だと、どこかの家庭菜園みたいに見えちゃって、もっと全景を見た写真が欲しかったですけどね。この上の田んぼはいいですね、オペレーターがやったらいいですけど、下の野菜もこんなだったら普通の市街化の家庭菜園のように見えてしまうということ。だから営農自体がどういうふうだかよくわかんない。私はこういうふうにやりますよと、それで農業やるよと。会社の社長やりながらやるんだよという、そういう話ならいいけど、よくわかりません。

三つ目。継続的に営農ができるかどうか。まず一つ疑問なのが、耕運機1台、草刈り機2台。こんなふうで農業経営ができ

るのか。面積やっとして。例えばこれくらいの面積ですと、社長さんくらいだったらトラクターぐらいは欲しいと思うし、農用機も欲しいだろうし、いろんなものが農機具としては欲しいんですよ。そういうのがない。

それから週3日というのと、私計算してみると月に12日かける12か月で144日。それであと土日が加わるならば200は超えるか知りませんが、こんだけやっとして会社が成り立つのか、道楽みたいなもんだなと。失礼な言い方しちゃうんですけど。真剣に農業をやるか、会社をやるのか、従業員にそれを任せるのか、ましてや将来、農業に関する営農をやる、関係する農業開発するとかそういうふうならばまだ話わかるけど、全然そこら辺のところは見えてこないっていうふうに思う。ですから私は農業やってる者として、よくわかりません。最初の話の財産目的かな。財産って、農地買って何するのかしらと思って。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。誰が答弁しますか。

農政課長

様々なご心配な点があることはよくわかりました。

具体的に、配布資料の審議ポイントに項目があると思いますけども、この中の要件の、どの部分に抵触するのか、しないのか。感想ということであれば皆さんと共有していただいて思いを同じくしていただくのは大切なことだと思うんですけども、さらにそこに一步踏み込んで項目に対して該当するのか、しないのか。そういったところの最終的な結論を出していただく必要があるのかなと思ってますので、今いただいたのは、心配な点をいただいたのかなと思っておりますので、その中でまた、これは大丈夫じゃないのか、やっぱり大丈夫じゃないんじゃないかなとか、そういった委員さんの中でのご議論をいただきたいなと。事務局が、これは良いですよ、悪いですよっていう立場にはないので、そこの中のご議論を深めていただければなと思います。よろしくお願いします。

横井（庸）  
委員

先日、直接この申請者に話を聞きに行った一員として、感想を含めてお話をさせていただきたいと思います。

当初、先月この議案がここで審議された段階で、私も今成田委員がおっしゃったような疑念を正直持っておりました。まったく農業に従事されたことのない方が、地元だけじゃなくてなぜ名古屋市でそういった畑を取得されるのか。そもそもなぜ、そういったことになったのか等々も含めて、かなり細かい部分について、質問をいたしました。細かい内容について説明すると、時間がありませんけれども、私も含めその当日質問にあたった会長さん、事務局のお二方含めて、本人の申し立てについては、成田委員がご心配されたような内容、私も当初思っていた内容については、100 パーセントではありませんけれども、99.9 パーセント払拭できたなというようなつもりであります。

自身の事業経営については、中川区と港区の農地については、至近距離でございます。それから両方とも農振農用地の中ということで、その土地の勉強について、どうしていかなきゃいけないかということは、十分に理解をされてたというふうに感じました。

それから、配付資料①の①の3番目のところに「申請者と6名程度の補助者」と書いてございますが、この6名の方が何なのかということで、そのうちのお一方が当日出席をされました。要はこの申請者と同じような仕事をやってみえる仲間で、社長業以外に農業をやってみたいと。それが将来的にもっと規模が拡大できて、農業をやってるんだという意識をそれぞれが持って地域に貢献できるようなそういったようなことをしたいっていうのが、その仲間の方のご意見でした。そういった方々の協力を得ながら申請者ご自身は自らのこの機械、それから伊賀にもまだ機械があるそうです。トラックで小一時間で運んでこれるというようなこともおっしゃってました。そういっ

たようなことも含めて、私どもとしては、この農地が取得されて以後、短期間の間に農地以外のものになるということは絶対に防がなきゃいけない。そういったような趣旨のこともかなり突っ込んで、相手方に話をしました。その中で私が受けた印象については、この方はただ単に財産目的で農地を取得するというのではなくて、現在やってみえるご自分の事業経営以外のところで、何らかのライフワークとまでは言いませんけれども、そう言った付加価値を、ご自身に付加価値をつけてあるような生活をしていきたいということが、十分に汲み取れるような、そういったようなお話を承りました。出された申請書についてはごく一部と言いますか、ポイントのところだけが箇条書きにして書いてありますもんですから、当日のやり取り等も含めて、なかなか印象としてどうなのかということがわからない部分がありますので、私が感じたことを発言させていただきました。これがもし頓挫した場合にどうなのかということになると事務局が心配しておりますけれども、不許可にすべき理由がなかなか見つからない。なかなかというよりは正直言って見つからないということです。本当か？という疑念だけで不許可にすることはできませんもんですから、やってみようかと。ただし、後々追跡調査をしてかなきゃいけないと思います。その中で将来的に、これはちょっと話が余分なところに行くかもしれませんが、将来的に規模拡大をしたいとか、そういったときには、今後の耕作状況等を鑑みて、それが一つの歯止めとして、もしきちんと耕作されなければ、そういったことで将来的に、彼が意図しているところに反するようなそういった結論を農業委員会として新たに出すことも可能かなというようなことも含めて話をさせていただき、そういったことの印象を受けましたものですから参考までにさせていただきたいと思います。以上です。

成田委員

港区や中川区ですか？この土地は農振地域の土地ですか？結局、高速道路だとかいろいろそういうところに近いんですね。

何を言いたいかというと、安く農地だもんで買って、何年か過

ぎると「まあやめた」と。外国でもヨーロッパでもそうだけど企業が農地を買って「やります、やります」と言っっても、結局採算が合わん。採算が合えば農家もっとやるよ。というふうなんですけども、現実には税金は高いは、市街化になって高いは。そういうふうになると転売すると。そうすりゃ儲かるでないかって。そういうふうな懸念をしちゃうんですけど。まあそういう土地で税制や土地の価格のからくりというのもあって、よくそこら辺のところはわかんないですけど。この農地法そのものは適正だってこういうふうには、よくこれは見た人があれかもしれないけれども、なんかそこら辺のところはね、よく地元の人に聞かなきゃいけないですけど、そういう事例があるの？そこら辺で。農地を宅地にしちゃってその値段がどういうふうになったのか。そういうふうで儲かるわな、誰でも不動産屋みたいにやってみたいと思っちゃうんですけど。それは不謹慎だと思いますけど、そういう考えに見えるのが私の一番の問題の目的なんです。以上。

議長（会長）

成田さんからと横井さんからありました。

横井（慎）  
委員

いま確認したいことが1点あるので伺います。配布資料の①の①なんだけど、田んぼは申請者が耕作、畑は申請者が耕作してるというのは、これは事務局は現場見とるんですか、本当に。ただ聞いたやつの書き取りだけではないですわね。その確認をしたいと思います。お願いします。

安井（勝）委  
員

三重県の土地は耕作されてます。

横井（慎）  
委員

現場見ました？

安井（勝）  
委員

はい。本人がやってるところは見てませんけど。

横井（慎）委  
員

本人じゃなければ第三者かわからん。

安井（勝）

それは委託された方がやってみえる。

|                     |                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員<br>横井（慎）<br>委員   | 委託だったら委託って。J A等に委託って書いてある。それにしても申請者が耕作って書いてある。これ虚偽じゃない？                                                                                                                             |
| 安井（勝）<br>委員         | 虚偽じゃないと思いますけどね。自分が農地を買って自分がやれないもんで、Bさんにやってくださいと、こういうことです。だけど全部任せてるわけではなくて、そのうちの何筆かは自分でやってみえると、こういうことですかね。                                                                           |
| 横井（慎）<br>委員         | 畑も今言うように申請者自分で全部見とらせんで。見てるんですか？実際に。                                                                                                                                                 |
| 安井（勝）<br>委員         | 畑は、身内家族も含めてやってみえるということは、受け人の方にお伺いしています。現地に行ったときに。実際に本人がやってるところを見たわけではないんですけど、農地をパトロールしてみえる方がお見えになりまして、その方がたまたま通りかかれたもんで、会長とか事務局の人たちが。                                               |
| 横井（慎）<br>委員         | そしたらこれ、申請者が耕作って、虚偽じゃない？申請者が耕作って書いてあるということは、申請者がやったということでしょ。見たということじゃないの？                                                                                                            |
| 安井（勝）<br>委員         | 申請者もやってみえるっていうふうに言ってましたけどね。その人は。                                                                                                                                                    |
| 横井（慎）<br>委員<br>清水委員 | それは口頭だけですがね。<br><br>今の委託どうのこうのという話ですが、その話になれば南陽町の水田農家はほとんど農協に委託してやってもらってるんですけどね。税務署やなんかの納税猶予なんかでも、自らやってるって一応申請するけど、これも虚偽にあたってくる状態にはなってくるんですよ？そこまでの審議に入ったらちょっと方向が違ような気もするんですけど。以上です。 |

|         |                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農政係長    | <p>事務局で補足させていただきます。</p> <p>現地は農業委員さんに 5 月 17 日に見ていただいております。また今回 6 月に面談していただいた際に岩田会長、横井中立委員さんが、聞き取っていただきまして、田んぼの 2 筆はご自身で、また残りの 9 筆は委託に出している、畑はご自身でやってみえるということを聞き取っております。以上でございます。</p> |
| 横井（慎）委員 | <p>それは口頭だけだね。口頭でやってるって聞いただけですね。</p>                                                                                                                                                   |
| 農政係長    | <p>面談の際はそのような聞き取りで、農業委員さんが現地に行っていた際に、伊賀市の市役所等にも行っていただきまして、諸々のことを聞きとっていただいているという状況です。</p>                                                                                              |
| 議長（会長）  | <p>意見がいろいろあったところでございますが、許可してよろしいかどうかを諮らざるを得ませんので、そういうふうにいきますがいいでしょうか。</p> <p>では、案件諮ります。第 32 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                       |
| 委員      | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                          |
| 議長（会長）  | <p>ご異議なしと認め、第 32 号議案の案件は、許可することといたします。</p> <p>なお成田委員、追加で言ってください。</p>                                                                                                                  |
| 成田委員    | <p>事務局はじめ委員の方、現場を見てこられたのですが、やはり農地というのは大事なものです。そこを永続的に農地として</p>                                                                                                                        |

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>営農をしていただくように、農業委員として現場を常に巡回し見ていかなきゃいけないんじゃないのかなと私は思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございます。農業委員としてしっかり現地見て指導していくという方向で、付帯意見ということでつけておきます。</p> <p>許可書を渡すときに十分に事務局はそのことを口頭で、例になくひと月以上に渡って大議論やったわけですので、その点を説明しながら農地をちゃんと守っていくようにっていうことを念押しをするように、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、第 41 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p> |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号 1-1 及び 1-2 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p>                                                                                                                                                                                                                                            |
|          | <p>受付番号 1-1 願い出の農地の、緑区兵庫一丁目の 1 筆にはミカンが、同 1 筆にはミカン、柿が栽培され、本年 3 月 8 日にお亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p>                                                                                                                                                                                             |
|          | <p>受付番号 1-2 願い出の農地の、天白区菅田一丁目の 1 筆、保呂町の 1 筆、山根町の 1 筆には、それぞれ梅が栽培され、体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p>                                                                                                                                                                                        |
|          | <p>以上 2 件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          |

|           |                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長）    | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                         |
| 西部・守山農政課長 | <p>受付番号 2-2 の農地について、6 月 3 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。</p>                                                                                                                                                                    |
|           | <p>受付番号 2-2 は 2 筆とも田で、休耕中でした。申請者の夫がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として良好に農地を管理されていたことを確認いたしました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p>                                                                                                |
| 議長（会長）    | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 及び 3-4 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                     |
| 中川農政課長    | <p>受付番号 3-3、3-4 の農地につきまして、6 月 2 日と 6 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。</p>                                                                                                                                              |
|           | <p>受付番号 3-3 は、願出者が「骨粗鬆症」に伴う運動能力の低下により農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。願出者は、今年 4 月、農作業中に尻もちをつき、腰椎圧迫骨折となりました。その際に骨粗鬆症が判明し、医師によると、81 歳の高齢で筋力が低下しており、高血圧症も患っていることから、今後運動能力の回復が見込めないとのことです。なお、病状については、本人との面談により事務局も確認しております。</p> |
|           | <p>願い出のありました中川区東春田二丁目の 2 筆の田には、水稻が作付けされており、願出者が農作業に従事できなくなるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。</p>                                                                                                                              |

受付番号 3-4 は、願出者が「両変形性膝関節症」及び「腰部脊柱管狭窄症」を患ったことにより農作業が不可能になったことを受け、主たる従事者の証明願が出されたものです。なお、病状については、医師の診断書と本人との面談により事務局が確認しております。

願い出のありました中川区服部一丁目の 2 筆の田には水稻が、服部三丁目の 1 筆の畑にはミカンの木が、服部四丁目の 1 筆の畑は耕作準備中の状態であり、願出者が農作業に従事できなくなるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。

以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 41 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 41 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第 42 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

本議案には、4-5、4-6について竹川委員ご本人及び親族に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」のため、竹川委員におかれましてはご発言を控えていただきますようお願いいたします。

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 東部・緑農政課長 | <p>受付番号 1-7 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-7、天白区天白町大字野並字相生の 3 筆には、一体で、ネギなどが、天白町大字野並字上大塚の 1 筆には、柿、ブドウ、ネギなどが、野並三丁目の 1 筆には、馬鈴薯、かぼちゃ、イチゴなどが、それぞれ栽培されていました。</p> <p>いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。</p> <p>何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 3-4 について、中川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                       |
| 中川農政課長   | <p>受付番号 3-4 の農地につきまして、6 月 2 日に、担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。</p> <p>受付番号 3-4 の中川区助光二丁目の 1 筆の畑には、ナス、トマトが、助光二丁目の 1 筆、助光三丁目の 1 筆の畑には、ナスが作付けされており、良好に管理されていました。</p> <p>以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                             |
| 議長（会長）   | <p>ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 から 4-8 につ</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>いて、港農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 港農政課長  | <p>受付番号 4-5 から 4-8 の農地につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、6 月 2 日と 3 日に調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 4-5 の 11 筆、4-6 の 7 筆及び 4-8 の 1 筆の申請地につきましては、田として水稻が作付けされ、4-7 の 5 筆の申請地につきましては、畑として馬鈴薯、ナス等が作付けされ、良好に管理されておりました。</p> <p>以上のことから、引き続き農業経営されていることを確認しました。</p> <p>調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 42 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                              |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 42 号議案の案件は証明することといたします。</p> <p>次に、第 43 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。</p> <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-3 及び 1-4 について、東部・緑農政課長、お願いい</p>                                                                                                                        |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東部・緑農<br>政課長 | <p>たします。</p> <p>受付番号 1-3 及び 1-4 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、6 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。</p> <p>受付番号 1-3 願い出の、緑区赤松の 1 筆は、所有者が昨年亡くなられ、妻が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。</p> <p>申請地はトマトや馬鈴薯、ナスなどが栽培され、良好に管理されていました。</p> <p>また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>次に、受付番号 1-4 願い出の、名東区高針原二丁目の 2 筆は、所有者が本年亡くなられ、長男が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。</p> <p>申請の 2 筆には、一体で、ミカンや柿が栽培され、良好に管理されていました。</p> <p>また、自ら耕作されていることを確認し、これまでも農作業に従事されていることから、今後も農地の管理を続けることは可能であると見込まれます。</p> <p>以上のことから、これら 2 件につきまして、相続税の納税猶予の適格者とするに、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（会長）       | ありがとうございます。次に、受付番号 3-1 について、中                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>川農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 中川農政課長 | <p>受付番号 3-1 の農地につきまして、6 月 2 日に担当の委員さんと事務局とで現地調査と面談を行いましたので結果をご報告いたします。</p> <p>中川区大当郎三丁目の 2 筆の畑には、サツマイモ、トウモロコシ、トマトなどが作付けされ、良好に管理されていました。</p> <p>この農地の被相続人が今年亡くなられ、相続人の妻が引き続き農業経営を行うとのことでした。</p> <p>相続人は現在 91 歳とご高齢ですが、耕作については娘も参加する地域のグループメンバーで行っており、現在良好に管理されていることから、今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>証明することにつき、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 43 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                             |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 43 号議案の案件は証明いたします。</p> <p>次に、第 44 号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-1 から 4-4 について、港農政課長、お願いいたします。</p> <p>受付番号 4-1 から 4-4 までにつきまして、6 月 2 日と 3 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。</p> <p>本件は、受付番号 4-1 の所有者、受付番号 4-2 の所有者、受付番号 4-3 の所有者及び、受付番号 4-4 の所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。</p> <p>照会のあった受付番号 4-1 の 1 筆、4-2 の 9 筆、4-3 の 2 筆及び 4-4 の 3 筆の農地は、いずれも田で、水稻が作付けされ、良好に管理されておりました。</p> <p>また、これらの農地については、相続人が相続して以来、所有者自らが農地として管理されてきたことを確認しました。</p> <p>以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。それでは、第 44 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 44 号議案の案件は承認することといたします。</p> <p>次に、第 45 号議案、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。</p> <p>審議のポイントとして、配付資料③をお配りしていますので、合わせてご覧ください。</p> <p>それでは、12 ページの農用地利用集積計画案の第 5 号について、港農政課長、お願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 港農政課長  | <p>令和 4 年度第 5 号の農地利用集積計画につきまして、6 月 2 日に、担当委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。</p> <p>本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。</p> <p>申し出の農地は、港区藤高四丁目の 2 筆の畑で、面積は 524 平米と 431 平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況でした。また、申請者が現在経営している中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、現在、耕作準備中の状況でした。</p> <p>借受人は、申請地の所有者に対し、営農規模拡大のため、借り受けの希望を出され、所有者との間で、利用権設定をすることについて協議を行った結果、合意に至り、本件の申請にいたったものです。</p> <p>借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。さらに、利用権の設定がされたあとも、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それではここで、第 45 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。11 ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について<br/> 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案の通り定めることにつき差し支えない旨、決定する。</p> <p>理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。</p> <p>それでは、第 45 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。</p> |
| 委員     | <p>異議なし。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 議長（会長） | <p>ご異議なしと認め、第 45 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

本日予定しました議案は以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告(1)「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。

農政課長

それでは、令和4年5月3日から令和4年5月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。

まず、1ページから3ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が6件

続いて、4ページから10ページにかけまして、農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出が20件

続いて、11ページから34ページにかけまして、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが69件

続いて、35ページから36ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが6件

続いて、37ページから39ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが7件

続いて、40ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が2件

続いて、41ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が5件

続いて、42 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、43 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 2 件

続いて、44 ページから 45 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 3 件

続いて、46 ページですが、農地転用に係る確認願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「令和 4 年度全国農業委員会会長大会及び研修会」について報告します。左肩に「報告 2」とあります A3 の資料をご覧ください。

5 月 31 日及び 6 月 1 日に渡りまして、会長である私が全国農業委員会の会長大会に出席いたしました。会長大会の資料は今こちらのテーブルの上に 2 冊とも来てますが、結果報告書でございます。回ったと思いますが。

写真がいっぱいありますがまず見ていただいて、左上の 5 月 31 日の写真ですが、農業委員会だよりについての表彰にあたってのものでございます。名古屋市農業委員会は一応入選しましたので、表彰状をいただきました。農業会議からいただきました。事務局が今上にあげてくれてると思います。西庁舎の 5 階に農業委員会の会長室がありますので、そのところに掛け

ておきます。

真ん中の写真が大会の様子でございます。右端の写真が全国農業会議の会長でございます。

渋谷公会堂で行われまして、それから麴町へ移ってホテルにチェックインして、夜の食事兼ねて愛知県下で宿泊されるところの会長さんみんな集まって、中華料理屋さんへ行ってるんですけど、そのところに愛知県下の衆議院議員、参議院議員があいさつに見えます。その折にこの要請文を渡すことになります。それで夜はおしまいになりますが、翌日朝食後にホテルの会場で研修会といたして、「都市と農業の共生を目指して」というので、東京都練馬区の白石さんより講演をいただいているところでございます。

2点だけ気になったことがありますので説明しますが、右側のページの3段になっている真ん中の段の右側の写真、大島さんの顔が写っておりますがその右側の畑の状態です。

手前から向こうに渡っていろんなものが作付けされてるわけですが、真ん中2列は畝が作ってあります。これは実は貸農園の貸してる区画が短冊のような形。この畝が作ってあるような方向に対して1メートル、2メートルぐらいのところでもう通路が入ってて出てます。借りてる人から見ると、この大根かなんとかやってるところは1メートル、2メートルぐらいしか作ってない。次の1メートル、2メートルは違う人がやってる、という状態で、この奥に向かって5人、6人、7人と作業やってる。借りてる人から見ると耕作するのは畝の幅と50センチ？1メートルぐらいで、奥行きが2メートルあるかないかぐらい。それだけしか1回について耕作しません。ここのところで何か蒔いたら次のところで、小さいハウスが写ってる横のところでまた小さいものをこうやって作る。そういう形でいきま

す。だから見た目は1列ドーンと奥までやってるんですけど、何人もの人が耕作してる。これが面白い特徴のひとつのやり方。大きすぎると借りる人があぐねちゃってやれなくなりますので、畝の幅と奥行きで決めた2メートルぐらい、1間あるかないかぐらいのところを耕させる。鍬は上手に扱えないんで三角鍬をよく使わせる。草取りやなんかでもみんなよーいドンで30分かそこらでやれてしまうぐらいでないとやりきれない。これがちょっと気になりました。こんなようなやり方、農業委員17年やってますけど、こういう形のは聞いたことがないので、なかなか面白かったです。

それからここに値段の借り賃がいくらだっていうことが、写真あったんですけど入ってませんけど、ざっと1区画、短冊形の借りて10坪ぐらいになると思うんですけど、年間5万円ぐらいが借り賃になりますけど、実は練馬区の称号を頭に冠つけることによって、練馬区から1万何千円か補助もらってる。だから実質5万円の賃料ですけど、1万2千円か1万5千円を払ってるから、借りる人からみると払う金額は3万5千円前後ぐらい。練馬区から補助金が出るのは農園主、貸し付ける人に入って、その分だけ募集をかけるときに賃料が安くなってる。これがちょっと特異なとこです。ものすごく面白い発想でございます。白石さんの話としては一番最後のとこで、これからの都市農業ではというところでこういうことを言っておられます。練馬区で市街化がものすごく進んでいく、都市化がどんどん進んだ時にマンションとかいろいろ造った人たちは、結局土地を手放しちゃって、何にもないって状態。こういうふうにはやっって生産緑地にして体験農園とかいろいろやってきた人たちは、いっぱい土地を保有してやってるよって。ちょっと面白いちょっと物騒な発言もしておられました。白石さんの研修会としては、この2点がなかなか面白いことでした。これで2日目の昼食を食べて解散ということになります。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>会長大会の話はこれで説明を終わります。何かご質問ございますでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                     |
| 成田委員   | <p>白石さんは、体験農園のなかで指導やっておられるわけですけど、どれくらいの面積。説明あったかもしれんけど。</p>                                                                                                                                                                                                    |
| 議長（会長） | <p>全部合わせると 10 町歩近くになります。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 成田委員   | <p>ここじゃもの凄いい所得が得られるわけだ。従業員が何人かいるんだね。</p>                                                                                                                                                                                                                       |
| 議長（会長） | <p>家族の方もいるし。</p>                                                                                                                                                                                                                                               |
| 成田委員   | <p>家族もそうだけど、会社としてやれるぐらいの。税金が十分払える。ちなみにいくらの固定資産税。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>数字忘れました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 成田委員   | <p>生産緑地はね。愚問でした。</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| 議長（会長） | <p>右のページの下のところ、区画があるじゃないですか。体験農園が 17 農園 1800。掛け算やってください。</p>                                                                                                                                                                                                   |
| 成田委員   | <p>やはりこういう農業も考えないかんだけども、そういうノウハウは我々にはない。どこでどういうふうにやったらいいのか、業者が儲かるだけのようないじゃなくて、農家が儲かるように誰がどういうふうに仕掛けてあるかっていうのは大事だと思うし、話が長くなるけど、農楽会、市の世話になってボランティアに来て頂いてますけども、あの人たちも今、食糧安全のためにさつまいもを作ったりいろんなことを親身にやってるんですよ。素晴らしいことなんですよ。ほんで農地を借りて。だから我々もそういうやれるような名古屋市の事例ができ</p> |

|        |                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | <p>るといいなという意見でした。</p>                                                                                                                                                                                                            |
| 議長（会長） | <p>来年いよいよ農業委員の任期が切れる 3 年目となりますから、1 泊で研修に出かけるという射程に入ってます。観光バスで動くことがコロナ制限がなければ行ってもいいのかなと思うところです。</p> <p>東京の大田市場を早朝に散歩してもいいかなって。どのくらいの食品が 1 日でさばかれていくのかって見るのも面白いかもしれない。それから練馬なんかのこういうところを見学しに行ってもいいですね。射程に入ってるんですが、少し考えさせてください。</p> |
| 成田委員   | <p>名古屋版も考えてね。知恵を出していただきたいし、農協も知恵を出して。農協も儲けないかんし、我々も儲からないかん。市民も儲からないかん。いい思い出を作る。それで食糧安全というふうになればいいと思いますけど。</p>                                                                                                                    |
| 議長（会長） | <p>ありがとうございました。他何か質問ございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。</p>                                                                                                                                       |
| 農政係長   | <p>事務局から 4 点お伝えします。まず、活動記録についてご報告いたします。配布資料④の 1 ページ目からご覧ください。</p> <p>こちら農水省から農業委員会の最適化活動の推進についての通知の内容でございます。赤色で示している部分を見ていただきますと、農業委員会として地域の実情を勘案して活動日数を設定するとしております。国の通知では月 8 日程度最適化活動を行う日数として設定するよう求められております。</p>               |

次に 3 ページ目をご覧ください。活動の内容につきまして、例としまして左上に記載されているような朝圃場に行く際、ご自身の農地以外の農地の耕作状況を確認すること。また中段に記載されているような、畦道を歩いていたら、来年から田んぼを貸したいと頼まれたというような相談を受けたことが、掲げられております。国からの通知ではこのような日常の活動を最適化活動として把握するようと言われております。

最後に 4 ページ目をご覧ください。先ほど述べました日常の活動を活動記録簿に記入するよう通知をされております。繰り返しになりますが、農地利用最適化活動として日常の活動としてご自身の農地に行くまでの周囲の農地の状況について無事を確認したこと、またお知り合いの農家の方から農地を貸したいなど相談を受けたことなどがあげられております。今までの活動記録簿では、総会の参加、審議案件の現地調査など中心として記録していただいております。今後については日常の見守り活動、農家のお知り合いの方への声かけ活動についても、活動記録簿に記載していただくようお願いいたします。

今後についてでございますが、先月・今月の総会にて国からの通知についての趣旨をご報告しております。改めまして総会で活動記録の記載方法、実施時期についてはご報告したのちに実施していただくことを予定しております。ご協力よろしくようお願いいたします。

続きまして、特定生産緑地の指定の申出に関しまして、配付資料⑤にて、1992 年指定の生産緑地の状況をご参考まで情報提供させていただきます。2022 年 1 月 24 日から 4 月 8 日までの期間に最終受付を実施し、1992 年指定の生産緑地の特定生産緑地への指定状況が確定しましたので当該資料で筆ベース、面積ベースでそれぞれ指定状況をまとめてございます。最終的に筆ベース、面積ベースともに全体の約 8 割が特定生産緑地に指定されます。今後も特定生産緑地の受付につきましては継続してまいりますので、委員の皆様方においては現地調査等でご協力いただきますようお願いいたします。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議長（会長） | <p>続きまして、現地研修の中止についてご報告いたします。農業委員会の現地研修につきまして、やはりいまだ新型コロナウイルスが終息してない状況から、運営委員会で中止とすることを確認していただきましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>最後でございますが、今年度の名古屋市職員録が完成しておりますので配付をしております。今後の活動にお役立ていただきたいと思っております。今年度は 1 冊 363 円となっております。全員協議会で支出させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>特にないようです。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和 4 年第 6 回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

閉会（午後 3 時 35 分）